

第 16 号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和 43 年熊本県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表令第 7 条第 14 号に掲げる施設の項中「第 7 条第 14 号」の次に「及び第 15 号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）等の一部改正を踏まえ、道路を占用する場合の占用料の額の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。